

平成22年月6発行 第43号

## 墨田区消費者ニュース

## 貸金業法が大きく変わります!

# あなたは大丈夫ですか?



貸金業法:消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律です。

多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年の改正法が成立し、 段階的に施行されており、平成22年6月18日に、完全に施行されます。

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、ここが変わります!

#### 過剰貸付の抑制

- ○過剰な貸付けを抑制するために、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「**総量規制**」を導入します。
- 口借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、 新規の借入れができなくなります。
- 口借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

#### (ポイント①)

- ☆総量規制は、貸金業者から個人が借入れを 行う場合に適用されます。
- ☆貸金業者とは、例えば、消費者金融・クレ ジット会社を指します。
- ☆銀行のカードローンなど、貸金業者以外からの借入れは対象外です。

- ☆クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)は貸金業法の対象外です。
- ☆法人名義での借入は対象外です。

#### (ポイント②)

☆住宅ローン、自動車ローンについては、総 量規制の対象外です。例えば、住宅ローン の借入残高が年収の3分の1を超えてい たとしても、新規の借入れは可能です。

#### 金利体系の適正化

○今までの出資法の上限金利(29.2%)を引き 下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて 15%~20%)を上限金利とします。

#### 借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!

- 相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。―

すみだ消費者センター

金融庁・金融サービス利用者相談室

法テラス・コールセンター

03-5608-1773

0570-016-811

0570-078-374



### 通信販売の返品特約をご存じですか?

#### -事前に必ず確認しましょう……

#### 相談事例

<u>事例①</u> インターネットショッピングでジャケットを購入しました。昨日、購入品が届きましたが、自分のイメージと異なっていました。ショップに返品したいと申し出ましたが、できないと断られてしまいました。クーリング・オフはできないのでしょうか。





<u>事例②</u> テレビショッピングで枕を購入しました。3日前に届き使用してみたら、 枕の高さが高すぎて自分には合いませんでした。返したいとショップに申し出 ましたが、使用品は返品できないと言われました。納得できません。

#### アドバイス

カタログ、新聞や雑誌などの広告、折込チラシ、ダイレクトメール、テレビ、ラジオ、インターネットなどを見て、契約することを「通信販売」と言います。

<u>事例①</u> 通信販売では、訪問販売などのような不意打ち性はないので、無条件で契約を解除できる クーリング・オフ制度はありません。

<u>事例②</u> 通信販売では、返品できるかできないのか、どのような場合に返品ができるか(返品できる期間、未使用などの条件、返品にかかる送料などの費用負担など)を広告に記載することになっています。

⇒もし、広告に返品についての記載がまったくなければ、原則として商品を受け取ってから 8 日間は送料を購入者が負担して、返品できることになっています。

トラブルを防ぐためには、申し込み前に返品特約の有無や条件を必ず確認しましょう。

#### 困った時に お早めに ご相談を

## すみだ消費者センター相談室

つ)) 相談専用 ダイヤル 5608-177

■相談日……月曜日~土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

- ■相談時間…午前9時00分~午後4時30分
- ■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内
- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前



【編集·発行】墨田区産業観光部生活経済課消費者·勤労福祉担当 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184